平成２２年（フ）第２９５６号
大阪府枚方市楠葉野田１丁目10番１号
債務者　浦上　明子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１５７号
大阪市東成区深江南１丁目６番10―403号
債務者　濱田　照美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２３７号
大阪府寝屋川市池田本町４番19号
債務者　池田　千恵
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５号
釧路市昭和町２丁目16番13号
債務者　島野　智広
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第９８号
釧路市鳥取北10丁目８番４号　マスダ　マンション
債務者　柏木　晋仁
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１０３号
北海道釧路郡釧路町北都１丁目４番地２　ハイム北都102号室
債務者　今野　祐子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２３６号
愛知県碧南市幸町３丁目20番地２
債務者　齋藤　政子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
愛知県岡崎市大和町字桑子52番地８
債務者　澤　美抄代
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
愛知県知立市西２丁目６番地１　コーポラスサカイ１―102号
債務者　小澤　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
愛知県豊田市吉原町平池86番地１　フローレンス山内206号
債務者　岩下　輝喜
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１５３号
横浜市鶴見区馬場１丁目18番15号　ゼリーンライフ菊名202
債務者　松本しのぶ
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２２号
横浜市西区浜松町14番14―306号
債務者　逸持治　信
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５０号
横浜市青葉区すすき野３丁目６番地１　すすき野団地19棟301号
債務者　山口　　進
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７３号
横浜市青葉区鴨志田町810番地１　サン鴨志田マンション401
債務者　高橋　優子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８３号
横浜市栄区犬山町57番２号
債務者　大谷　京子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部